

これからの商工中金

～ 「これからも」、そして「これからは」 ～

2023年6月、「改正商工中金法」が成立しました。

これにより、公布(2023.6.16)から2年以内に政府の保有する商工中金株式は全て処分され、**商工中金は組合と中小企業の皆さまだけが株主の会社になります。**

本紙では、法改正により、「何が変わらず(これからも)」、「何が変わる(これからは)」のか、ポイントをご説明します。

これからも、

I) 中小企業のための金融機関という根幹は変わりません

- 商工中金法は残り、「組合及び中小企業の金融の円滑化」を目的とする金融機関として、その根幹・使命は変わりません
- あわせて、その目的が確実に果たされるよう、
 - ①株主資格制限を維持(組合と中小企業のみが株主の金融機関)
 - ②財政基盤(特別準備金)や調達基盤(金融債発行)に係る制度を維持

II) 引き続き、危機対応業務は実施します

- 危機対応業務の実施を法律にて責務と規定、今後も皆さまのセーフティネットとしての役割を確実に果たしてまいります

これからは、

III) 従来型の金融を超えた複合的なサービス提供に励みます

- 業務範囲の見直し(銀行並びへ)が行われることにより、商工中金本体に加え子会社を活用したより広範なサービスの提供が可能となります
- 例えば、再生支援や事業承継支援のための出資業務や、GX・DX支援、人材不足支援など、足もとで加速する様々な事業環境変化に挑戦する中小企業の皆さまに寄り添い、金融を超えた本業支援に取り組んでまいります

経営方針

商工中金は、これからも「変わらない使命のために、変わりつづけ」、これまで以上に皆さまのお役に立ってまいります。

PURPOSE

—商工中金が実現していきたい、これからの社会の姿—

企業の未来を支えていく。日本を変化につよくなる。

MISSION

—PURPOSEを実現するために、商工中金が果たすべき使命—

安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。